

議員発議案第1号

医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援充実を求める意見書

現在、医療的ケア児者・重症心身障がい児者を含む、障がい者の地域移行が進む中、障がい者への支援において地域偏在が顕著になっている。特に、入所施設（医療型入所施設・療養介護）及び短期入所事業所の不足は本県をはじめ全国的な問題である。また、児童と成人の障害福祉サービスの所管が分かれることにより、18歳で「多様な学びの場」が終了する。障がい者の生涯学習を実行性のあるものにするためには、さらに継続した支援が必要である。

少子高齢化・核家族化が進む中において、入所施設は、医療的ケア児者・重症心身障がい児者の「いのちを守る最後の拠り所」として、その必要性はますます増大し、在宅療養支援においても、介護家族の負担軽減のみならず、急な事情で介護ができなくなった場合に、安心して障がい者が過ごせる場所としての短期入所施設の必要性が高くなっている。このことから、医療的ケア児者・重症心身障がい児者が利用できる入所施設、短期入所事業所の拡充に向けた施策の強化が必要である。

よって、国においては、医療的ケア児者・重症心身障がい児者の直面する課題解決のため、下記の事項を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

- 1 短期入所事業所について、積極的な事業への参入促進や経営安定化、また緊急受け入れのための定員確保に見合ったサービス報酬単価の設定など、事業者のインセンティブを高める施策を行うこと。
- 2 18歳以降の発達支援について、継続した支援が受け入れられるよう施策を行うこと。
- 3 医療的ケア児者・重症心身障がい児者について携わる専門的人材（医師、看護師、介護士等）の確保と育成のための施策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎 殿
参議院議長	尾辻秀久 殿
内閣総理大臣	岸田文雄 殿
総務大臣	松本剛明 殿
財務大臣	鈴木俊一 殿
厚生労働大臣	武見敬三 殿
内閣府特命担当大臣 (こども政策・少子化対策)	加藤鮎子 殿
内閣官房長官	林芳正 殿